

## 東海国立大学機構広告審査委員会要項

### (趣旨)

第1 東海国立大学機構広告掲載取扱規程（令和6年3月27日機構規程第50号）第9条第4項の規定に基づく東海国立大学機構の広告審査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項は、この要項の定めるところによる。

### (任務)

第2 委員会は、次に掲げる事項をつかさどる。

- 一 広告の内容及び広告主の要件に関する審査
- 二 広告掲載の決定
- 三 広告掲載取消しの決定
- 四 その他広告に関する重要事項

### (組織)

第3 委員会は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める委員をもって組織する。

- 一 岐阜大学が発行又は発信する情報媒体その他の資産に掲載、掲出又は挟み込み（以下「掲載等」という。）をする広告に係る審査の場合 次に掲げる者
  - イ 財務を担当する副学長
  - ロ 総務部総務課主幹
  - ハ 財務部財務課主幹（財務担当）
  - ニ 学務部学生支援課長
  - ホ 施設統括部施設企画課主幹（施設企画担当）
  - ヘ その他委員長が必要と認めた者
- 二 名古屋大学が発行又は発信する情報媒体その他の資産に掲載等をする広告に係る審査の場合 次に掲げる者
  - イ 財務を担当する副総長
  - ロ 総務部総務課長
  - ハ 財務部財務課長
  - ニ 教育推進部学生支援課長
  - ホ 施設統括部施設企画課長
  - ヘ その他委員長が必要と認めた者

### (委員長)

第4 委員会に委員長を置き、第3第1号イ又は第2号イの委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故がある場合は、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理し、又は欠員となった場合は、代行する。

(任期)

第 5 第 3 第 1 号へ及び第 2 号へに定める委員の任期は、その都度委員長が定めるものとする。

(定足数)

第 6 委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数によって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 7 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 委員会の庶務は、関係部・課の協力を得て、財務部財務課又は決算課において処理する。

(雑則)

第 9 この要項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。